

会員薬局各位

平素より、本会の運営にご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、昨年度に引き続き、広島県環境県民局消費生活課より、下記のとおり、高齢者の消費者被害の防止を図るため、高齢者がよく訪れる地域の薬局において、高齢者の消費者被害防止啓発チラシを配付頂くことについて、依頼がありました。

県薬としても趣旨に賛同しています。ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

令和7年1月6日

公益社団法人広島県薬剤師会 会長 豊見雅文

＜薬局の皆様へ＞

県行政の推進につきましては、日頃からご理解とご協力を頂き厚くお礼申し上げます。

さて、県では高齢者の消費者被害防止のため様々な施策を展開しておりますが、県内の消費生活相談窓口寄せられる高齢者の相談件数は年間約7,000件と横ばいで推移しており、消費者被害・トラブルが後を絶ちません。

そこで、昨年度、高齢者がよく訪れる場所における広報強化の一環として、広島県薬剤師会様、一部の薬局様にご協力をいただき、薬局でのリーフレット配布を行ったところ、配布時は、県HPの閲覧数が増加するなど注意喚起の効果が見られました。

また、この度、リーフレットに消費者トラブルに関する全国共通相談ダイヤルである「188」^{イヤ}のシールを付す改善を図りました。

つきましては、貴薬局における高齢患者様への啓発リーフレットの配付にぜひ御協力くださるようお願いいたします。御協力いただける場合は、次の「申込書」に必要事項をご記入頂き、下記「送信先」まで、このままFAXにより御回答ください。必要事項を記入したメールでの申込みも可能です。おって県から、貴薬局に直接送付いたします。

※消費者ホットライン「188」^{イヤ}。最寄りの消費生活相談の窓口につながります。

啓発リーフレットはこちらから

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/578925.pdf>



申 込 書

【1月15日までに届いたものから順次発送。随時お申し込みください】

薬局名	
住所	
担当者	
連絡先	
送付部数	

【送信先】

広島県環境県民局 消費政策課 消費政策グループ 高 先 行

FAX：082-223-6121

電 話：082-513-2730

メール：kansyouhi@pref.hiroshima.lg.jp

秘密厳守!

高齢者の みなさんの財産が 狙われています!

悪質業者は日々新しい商品や手口を考え、みなさんの財産などを狙っています。被害を未然に防止するためには、みなさん自身が消費者トラブルについて関心を持って学ぶことが大切です。

また、少しでも「おかしいな?」「変だな?」と思ったら、身近な消費生活相談窓口にご相談ください。専門的な知識と経験を持つ相談員が、公正な立場で消費生活に関する相談に応じています。

困った時のためにシールを貼っておきましょう。



秘密厳守!
早期相談!

不当な契約
トラブル
☎局番なしの

イヤヤ
188

消費生活相談窓口

秘密厳守!
早期相談!

消費者
トラブル
☎局番なしの

イヤヤ
188

消費生活相談窓口

消費生活相談窓口は 身近な味方です!



消費者ホットライン

イヤヤ
☎局番なしの**188**(嫌や!泣き寝入り!!)

●身近な消費生活相談窓口を案内

●県内の窓口・情報を提供

広島県 消費者啓発情報



広島県生活センター

☎**082-223-6111**

●受付時間/月~金曜日 9:00~17:00

警察安全相談電話

☎**082-228-9110**

●携帯電話、プッシュ回線からは、局番なしの**#9110**

発行元/広島県生活センター 広島市中区基町10-52 県庁農林庁舎1階
TEL082-513-2730

(2020年●月発行)

消費者トラブル

「おかしいな?」「変だな?」と思ったらお気軽にお電話ください。

ご注意ください 高齢者のみなさんの 財産が狙われています!

事例集



広島県生活センター



消費者トラブル、ひとりで悩まないで相談しましょう!!

心当たりは
ありませんか?

悪質業者は高齢者の **健康上の不安** **経済的な不安** **孤独の不安** につけ込み、みなさんの大切な財産を狙っています!

小さな文字もしっかり確認!

定期購入トラブル

「お試し500円」のはずが、5回定期購入で総額10万円になってしまった。

スマホを見て「お試し500円!」のサプリの広告を見つけ、すぐにお試しのつもりで注文してみた。

数日して1回目の商品が届いたが、しばらくして2回目の商品も届いた。

慌てて業者に電話をしてみると、「5回の定期購入契約で、総額10万円です。」と言われた。



注文する際には、「定期購入が条件となっていないか」「支払うことになる総額はいくらか」など、契約内容や解約条件についてもしっかりと確認しましょう。

不安をあおられても冷静に!

点検商法トラブル

点検結果で状態が悪いと告げられ、不安になり、契約してしまった。

業者が自宅に突然来て「無料で屋根の点検を行っている」と言われ点検してもらったところ、「屋根が傷んでいる。すぐに修理しないと大変なことになる」と言われた。「このまま放っておくと、修理費用がさらに高額になる」と不安をあおられ、結局、その場で修理の契約をしてしまった。



契約を迫られても、その場では契約せず、複数社から見積もりを取って比較するなど、慎重に検討しましょう。

巧みな言葉にだまされないで!

電話勧誘トラブル

身の上話に同情して海産物を買ったら粗悪品が送られてきた。

海産物の販売業者から「経営が苦しい。助けてほしい。」と何度も電話で頼まれた。

最初は断っていたけど、人助けになるならと、カニの詰め合わせを注文した。数日後に値段相当とは思えない、少ない量の商品が届いた…。



親切心や同情心につけ込み、高額な商品を購入させようとする悪質な業者もいます。必要以上に情に訴えてくるなど、おかしいと感じた時には、きっぱりと断りましょう。

上記の事例以外の消費者トラブルにもご注意ください!

- 保険金申請サポート
- インターネットや電話、電気・ガスの契約切替
- 老人ホーム入居権の名義貸し
- アダルトサイトの請求

詳しくはこちらから▶
広島県消費者啓発情報サイト
「よくある相談事例」

